

災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定

令和4年8月5日

彦根市（以下「甲」という。）と中北薬品株式会社（以下「乙」という。）は、災害が発生または発生のおそれがある場合や感染症がまん延した場合（以下「災害時」という。）に必要な医薬品・物資等（以下「物資」という。）の供給等に関し、次のとおり協定を締結する。

（協力の要請）

第1条 甲は、次に掲げる場合において、物資を調達する必要があるときは、乙に対し、その調達・製造が可能な範囲内で物資の供給を要請することができる。

- （1）彦根市内に地震、風水害、大火災等の災害が発生または発生するおそれがあるとき
- （2）彦根市内に感染症がまん延またはまん延するおそれがあるとき
- （3）彦根市内に大規模事故災害やテロ災害が発生したとき
- （4）彦根市域外の災害・感染症まん延について、関係自治体等から物資の調達・あっせんを要請されたとき、または救助・応援の必要があるとき

（物資の調達範囲）

第2条 甲が乙に調達を要請する物資は、別表に掲げるもののうち、乙が保有する品目とする。
なお、品目については、甲乙協議の上、必要に応じて適宜見直すものとする。

（要請の手続き）

第3条 甲が乙に対して行う物資の調達要請は、物資の調達要請書（別記様式）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で要請し、要請後速やかに文書を提出するものとする。

（調達の実施等）

第4条 乙は、前条の要請を受けた時は、特別な理由がない限りその要請に基づく物資の調達を速やかに実施するとともに、その状況を甲に連絡するものとする。

- 2 乙は、自身の被災等で前条の調達要請に応じることが困難な場合は、その旨及び今後の調達の見通しを甲に連絡するものとする。

（物資の運搬・引き渡し）

第5条 乙は、甲と調整の上、甲が指定する場所へ物資を納入するものとする。

- 2 甲は、乙が物資の運搬を行うときは、物資の運搬のために乙が使用する車両を緊急通行車両とするよう配慮するものとする。
- 3 甲は、物資の納入場所に甲の職員又は甲の指名する者を派遣し、要請に係る物資を確認の上、乙から引き渡しを受けるものとする。

（代金等の決定）

第6条 甲の要請により乙が調達した物資の代金及び運搬に要した経費（以下「代金等」という。）は、第4条の要請時直前における価格を参考に、甲乙協議の上決定するものとする。

(代金等の請求及び支払)

第7条 乙は前条の規定による代金等の決定後、納品書及び請求書により代金等を甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の請求書を受領した日から40日以内に、その請求額を乙の指定する銀行口座に支払うものとする。ただし、振込手数料は甲の負担とする。

(資料の提出)

第8条 甲は、この協定の円滑な実施を図るため、乙に対して連絡責任者並びに物資の在庫品目及び数量について資料の提出を求めることができる。

(法令の遵守)

第9条 乙は、この協定に規定する行為を行うに当たっては、各種法令を遵守するものとする。

(協定の有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、締結をした日から1年間とする。ただし、期間満了の3箇月前までに、甲乙いずれからも協定の延長について何らかの申し出がないときは、さらに1年間継続するものとし、以後同様とする。

(その他)

第11条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和4年8月5日

甲 彦根市
彦根市長 和田裕行

乙 中北薬品株式会社
代表取締役社長 中北馨介

別表（第2条関係）

緊急時応急生活物資

区 分	品 目
医薬品	医薬品 消毒液
衛生材料	マスク 紙おむつ（幼児用・大人用） 生理用品 ニトリル手袋 包帯 ガーゼ 感染防止衣
医療器具	体温計（腋下型、非接触型）
食品・飲料水	粉ミルク 液体ミルク 哺乳瓶 離乳食 お茶 飲料水 ※アレルギー対応品を含む
日用品	タオル ティッシュ 濡れティッシュ トイレットペーパー

年 月 日

物資の調達要請書

中北薬品株式会社 御中

彦根市長

1. 物資搬入日時

年 月 日 時 分に納品

2. 物資の搬入先

住所： 名称：

3. 災害の状況（災害による道路等損壊状況等）

4. 物資の種類

品目	数量

5. 現場責任者当

【彦根市の現場責任者】

所属 担当者名

電話

【彦根市の連絡担当者】

所属 担当者名

電話

6. その他必要な事項